

# 指定管理者制度について

# 1. 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、公の施設の管理手法の一つであり、施設の設置管理者が持つ施設管理権限を、議会の議決を経て行う「指定」という行政処分により、法人その他の団体に委任することができる制度です。

指定管理業務は、市の定める管理運営の基準に基づき行われるほか、市(教育委員会)は、定期的にモニタリングを実施し、必要に応じて指導等を行います。

なお、本市の公の施設については、個別法で管理者が特定されている施設及び PFI 事業で整備済の施設を除き、市民サービスの向上等の制度導入のメリットが見込まれる場合には、指定管理者制度を導入することを原則としています。

## 期待される効果

□効果的（市民サービスの向上）、効率的な施設運営

施設の管理について、法人その他の団体が持つノウハウの活用により、市民サービスの向上や施設管理経費の節減等が期待できます。

**例えば、生涯学習センターでは、指定管理者制度の導入により、開館時間、開館日の拡大のほか、各種講座などの事業の充実、スタッフの強化（社会教育主事有資格者の増）等が図られています。**

・開館時間	9:30～21:00 (平成 17 年度)	→	9:00～21:00 (平成 18 年度以降)	30 分増加
・開館日	308 日 (平成 17 年度)	→	347 日 (平成 18 年度以降)	39 日増加

## 2. 公民館への指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方

### 現状の課題

- ・主催事業をより充実・拡大させる必要があります。
- ・他の公民館や生涯学習センターなど、生涯学習施設相互の連携が必要です。  
(事業展開が公民館ごとであり、情報やノウハウの共有や蓄積が不十分)
- ・専門性を有する職員の育成等、学習活動を支援するための体制強化が必要です。
- ・施設の老朽化等への対応が必要です。



課題を踏まえ、以下の視点から、指定管理者制度の導入を検討したい。

### 検討の方向性

#### ① 効果的な公民館運営（事業の充実）を推進する視点

社会教育等の事業ノウハウを有する団体を活用することにより、専門性の高いスタッフの配置や充実した学習機会の提供が期待できます。

#### ② 効率的な公民館運営を推進する視点

生涯学習センターを中核とする体系的な事業展開が可能となり、体系的かつ効率的な事業展開が期待できます。

#### ③ 持続可能な公民館運営を推進する視点

一定の受益者負担（利用料金制度）により、講座等の充実や迅速な施設修繕等が可能となります。

### 今後検討すべき事項

- ・地域課題の反映
- ・事業の継続性の確保